

## 高圧ガス保安法の基礎シリーズ(第13回)

一昨年実施いたしました「高圧ガス誌」の読者アンケートにおける今後取り上げて欲しいテーマでは、「高圧ガス保安法の基礎」、「液化石油ガス法の基礎」が上位でありました。加えてアンケートの自由記載欄でも法令に関するテーマの要望が多かったので、高圧ガス保安法令及び液化石油ガス法令に関する連載をしています。

平成28年度 経済産業省委託 高圧ガス保安対策事業（高圧ガス保安技術基準作成・運用検討）において作成した高圧ガス保安法及び高圧ガス保安施行令の逐条解説を執筆した委員を中心に、「保安法とLP法」、「保安検査と定期自主検査」、「保安統括者、保安主任者、保安係員」などのキーワードを設定して、当該キーワードに関する解説を執筆していただいています。

第13回目となる8月号では、「高圧ガスの危害予防規程と保安教育」について、当協会 鈴木則夫より高圧ガスによる災害防止のために定められている危害予防規程や保安教育計画等についてわかりやすく解説しています。

### 高圧ガス保安法の基礎シリーズの掲載号

- 第1回 高圧ガス保安法と液化石油ガス法 高圧ガス保安協会 鈴木則夫 Vol.54 No.8
- 第2回 高圧ガス～「圧縮ガス」と「液化ガス」など 元 千葉県 山本修一 Vol.54 No.9
- 第3回 高圧ガスの製造について(1) 元 千葉県 山本修一 Vol.54 No.10
- 第4回 高圧ガスの製造について(2) 元 千葉県 山本修一 Vol.54 No.11
- 第5回 第一種貯蔵所と第二種貯蔵所 三重県 中条孝之 Vol.54 No.12
- 第6回 高圧ガスの販売と貯蔵 高圧ガス保安協会 鈴木則夫 Vol.55 No.1
- 第7回 高圧ガスの輸入と移動 元 岡山県 山田孝志 Vol.55 No.2
- 第8回 高圧ガスの貯蔵と消費 三重県 中条孝之 Vol.55 No.3
- 第9回 高圧ガス容器の製造と取扱い 元 岡山県 山田孝志 Vol.55 No.4
- 第10回 高圧ガスの容器検査と附属品検査 高圧ガス保安協会 鈴木則夫 Vol.55 No.5
- 第11回 高圧ガスの保安検査と定期自主検査 元 神奈川県 山口良則 Vol.55 No.6
- 第12回 高圧ガス製造事業所の保安管理組織について 元 神奈川県 山口良則 Vol.55 No.7

# 高圧ガスの危害予防規程と保安教育

高圧ガス保安協会

鈴木 則夫

## 1 危害予防規程

### (1) 危害予防規程とは

「危害予防規程」という単語は、第一種製造者（高圧ガスの製造の許可を受けた者）の事業所で高圧ガスの製造に関与されている方であれば、一度は耳にされたことがあると思いますが、高圧ガス保安法（以下、「法」という）第26条第1項の規定により第一種製造者が自ら定めて都道府県知事又は指定都市の長に届け出ることと遵守することが義務づけられている規程です。

では、なぜ第一種製造者に危害予防規程の制定と遵守が求められているのでしょうか。

法第11条に第一種製造者は製造施設を技術上の基準に適合するよう維持すること及び技術上の基準に従って高圧ガスの製造をすることが義務づけられているほか、保安教育や保安管理組織等の種々の義務規定があります。

これらの詳細は、各省令に定められていますが、例えば、LPガスの充填所とアセチレンの充填所、又は一般高圧ガス事業所とコンビナート事業所とでは、製造施設や管理体制は千差万別、多種多様です。保安上注意しなければならないことも違うはずですが、各省令の技術上の基準等の書きぶりは、一般化、抽象化せざるを得なく、あらゆる製造施設や製造方法をすべて網羅した基準を作成することは実際問題として無理と考えられます。

このため、技術基準等を事業所の実態に即してより具体化し、又は法令で規定する事項をさらに踏み込んだ自社ルール等について、いわば「事業所内の約束事」を記載した危害予防規程を作成し、それを事業者及び従業者が遵守することにより事故の未然防止を図ろうとするものです。

なお、この危害予防規程と同じような制度には、消防法の予防規程、火薬類取締法の危害予防規程、鉱山保安法の保安規程、電気事業法の保安規程等があります。

### (2) 危害予防規程に定めるべき事項

危害予防規程に定めるべき事項は、各省令で定められていますが、その概要は次のとおりです。なお、これらの事項の細目までのすべてを危害予防規程の本文に記載するのではなく、関連する基準類や要領等に落とし込んでこれらの細目を定める場合が多くあります。

また、高圧ガス保安協会から危害予防規程の指針が発行されていますので、危害予防規程の制定や見直しの際には参考としてください。ただし、指針を丸写しするのではなく、事業所の施設や管理体制等の実態に即した具体的なものとする必要があります。

- ① 製造施設・製造の方法の技術上の基準に関すること。
- ② 保安管理体制、保安統括者等の職務の範囲に関すること。

- ③ 製造設備の安全な運転操作，巡視点検に関すること。
- ④ 製造施設の新増設，修理等の作業の管理に関すること。
- ⑤ 製造施設が危険な状態になったときの措置，訓練方法に関すること。
- ⑥ 協力会社の作業の管理に関すること。
- ⑦ 危害予防規程の周知方法，違反した者に対する措置に関すること。
- ⑧ 保安に係る記録に関すること。
- ⑨ 危害予防規程の作成，変更の手続きに関すること。
- ⑩ その他災害の発生防止に関する事項に関すること。
- ⑪ 大規模地震対策特別措置法の強化区域内の事業所は，警戒宣言が発せられた場合の伝達，避難，製造設備及び保安設備の整備等の細目に関すること。
- ⑫ 南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法又は日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法の推進地域内の事業所は，津波からの避難，訓練，教育及び広報等に関する事項の細目に関すること。
- ⑬ 製造施設の新設，変更時の安全審査に関すること(コンビ則適用事業所のみ)。

### (3) 危害予防規程に関する手続き

第一種製造者は，上記の危害予防規程を定め，都道府県知事又は指定都市の長に届け出なければなりません。また，危害予防規程を変更したときも同様に届出が必要です。

危害予防規程の新規制定時の届出の時期は法の条文には記載されていませんが，法第26条関係通達には，「法第82条第3号の2

の規定により危害予防規程を定めないで高圧ガスの製造をした者について罰則の適用があることに鑑み，許可を受けた後，製造を開始するまでに届け出ればよいものとする。」と記載されています。

また，危害予防規程の変更の届出の際に必要な添付書類として「変更の明細を記載した書面」がありますが，これには危害予防規程の新旧対照表に変更の理由を付記したものが多く見られます。

### (4) 危害予防規程の形骸化防止

せっかく作成し届け出た危害予防規程を紛失したり，長期間，書棚に眠ったままになっていませんか。おそらくこのような事業所では，危害予防規程が従業者に周知されず，また，定期的な見直しがされず，結果として忘れられ，遵守されない放置状態になっていると思われま

す。種々のマニュアル類も同じですが，危害予防規程を活用し，遵守するためには，定期的な見直しを行い，必要に応じて改訂し，その内容を従業者に周知することが必要です。

1997（平成9）年4月1日施行の法令改正により，危害予防規程は認可から届出制に変わったこと等もあって「危害予防規程は形骸化している。」とよくいわれますが，危害予防規程は身近において活用し，遵守するという意識を持つことが重要と思います。

## 2 保安教育

### (1) 保安教育

第二種製造者，貯蔵所の所有者又は占有者，販売業者又は特定高圧ガス消費者（以下，「第二種製造者等」という）は，「その従業者に

保安教育を施さなければならない。」と法第27条第4項に定められています。また、第一種製造者は、第二種製造者等に比べて危険度が高いこと等から、法第27条第1項及び第3項の規定により、「その従業者に対する保安教育計画を定め、これを忠実に実行しなければならない。」と定められています。

では、保安教育や保安教育計画がなぜ必要なのでしょう。高圧ガスによる災害を未然に防止するためには、危害予防規程だけでは不十分であり、高圧ガスを取り扱うすべての人が法令を理解し、高圧ガスの運転管理や保安管理に必要な知識技能を修得すること、さらには異常時や事故発生時の対応に関する訓練等も必要になります。

このための方策として事業者自らが行う保安教育があり、その保安教育の詳細を定めたのが保安教育計画です。なお、同じような保安教育計画の制度には、火薬類取締法の保安教育計画がありますが、都道府県知事又は指定都市の長の認可が必要となっています。

## (2) 保安教育計画

保安教育計画は、危害予防規程と同じように事業所の実態に見合った教育の実施体制や教育訓練の内容等を具体的に規定するものです。

では保安教育計画にはどのようなことを記載すればよいのでしょうか。危害予防規程のように各省令で記載すべき事項が決まっているわけではあません。そもそも従業者の教育は事業者の責任で自らが行うものであり、自主保安を念頭に自ら考えて作成するもので、正に第一種製造者の実力が試されるのです。

でも、ご安心ください。高圧ガス保安協会から第一種製造者向けの「保安教育計画の指

針」が発行されていますので、制定や見直しの際には参考としてください。また、第二種製造者等向けの「保安教育の指針」も発行されています。

## (3) 保安教育計画の形骸化防止

事業所にお邪魔したときに「保安教育計画を見せてください。」といいますが、教育訓練の年間スケジュールだけが出てくることが多くありました。そのスケジュール自体は計画的な教育訓練の実施計画を示すもので申し分なかったのですが、そのスケジュールは保安教育計画の中の年間の教育訓練実施計画を策定するという規定があることから作成しているもので、法で求めている保安教育計画そのものではありませんでした。

保安教育計画は、危害予防規程以上に形骸化しているとよく言われます。1997年4月1日施行の法令改正により、保安教育計画は届出制から届出不要となりましたが、改正当時はこれを勘違いして「保安教育計画は定めなくてもよくなった。」といった極端な事業所も出現し、驚いたこともありました。

また、保安教育計画が忘れられ、遵守されない放置状態とならないようにするためには、危害予防規程と同様に定期的な見直しと周知が必要です。

以上のように、危害予防規程や保安教育計画は、高圧ガスによる災害防止のために定められているものです。筆者は、重大事故が発生した県のOBですので、大きなことはいえませんが、教育は何のために、だれのために行うのかを念頭に置いて、適切かつ計画的な教育訓練が継続的に行われ、安全操業を継続されることを願っています。

鈴木則夫（すずき のりお）